

公 告

肉用子牛生産者補給金制度における肉用子牛1頭当りの生産者負担金の額を令和2年4月1日以降、次のとおり改正する。

1 肉用子牛1頭当りの負担金の額 (1頭当り)

保証基準価格と合理化 目標価格の品種区分	期間	負担金の額	備考 (積立金の額)
黒毛和種	3月まで	300円/頭	1,200円
	4月以降	<u>400</u> 円/頭	1,600円
乳用種の品種	3月まで	1,600円/頭	6,400円
	4月以降	<u>1,700</u> 円/頭	6,800円
肉専用種と乳用種の交 雑の品種	3月まで	600円/頭	2,400円
	4月以降	<u>800</u> 円/頭	3,200円

2 適用時期

令和2年4月1日以降に個体登録される肉用子牛から適用する。

令和2年5月7日

一般社団法人広島県畜産協会
会長理事 水永 祐治

